

令和6年7月大雨の災害により休業している事業主の皆様へ

～休業手当を支払って雇用を維持する場合の助成金のお知らせ～

大雨による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3（中小企業の場合）を助成します。
- 例えば、以下のような理由により休業する場合に利用できます。
 - ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
 - ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
 - ・ 風評被害による観光客の減少により、売上げが減少した場合
 - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合 等
- 【注意】大雨による直接的な被害（施設又は設備等の損壊）そのものは経済上の理由に当たりません。
- 「クーリング期間」の支給要件があります。
 - ・ 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例による雇用調整助成金（コロナ特例）の支給を受けたことがある場合は、コロナ特例に係る対象期間内の最後の判定基礎期間末日（助成金が支給されたものに限る。）の翌日から起算して一年を超えていること。

この制度内容の手続きなど詳しいことは、下記へお問い合わせください。

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
秋田労働局職業安定部 職業対策課	〒010-0951 秋田市山王3丁目1-7 東カンビル5階	018-883-0010
ハローワーク秋田	〒010-0065 秋田市茨島1丁目12-16	018-864-4111(32#)
ハローワーク男鹿	〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町1-3	0185-23-2411
ハローワーク能代	〒016-0851 能代市緑町5-29	0185-54-7311
ハローワーク大館	〒017-0046 大館市清水1丁目5-20	0186-42-2531
ハローワーク鷹巣	〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱26-1	0186-60-1586
ハローワーク大曲	〒014-0034 大仙市大曲住吉町33-3	0187-63-0335
ハローワーク角館	〒014-0372 仙北市角館町小館32-3	0187-54-2434
ハローワーク本荘	〒015-0013 由利本荘市石脇字田尻野18-1	0184-22-3421
ハローワーク横手	〒013-0033 横手市旭川1丁目2-26	0182-32-1165
ハローワーク湯沢	〒012-0033 湯沢市清水町4丁目4-3	0183-73-6117
ハローワーク鹿角	〒018-5201 鹿角市花輪字荒田82-4	0186-23-2173